

長野市水道施設再整備計画作成業務委託 仕様書

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、長野市水道施設再整備計画作成業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

近年、人口減少に伴う水需要、大きな自然災害への備え及び水質問題や取水問題をはじめとする水道を取りまく状況に大きな変化が生じている。また、上下水道局では現在、上田長野地域の水道事業広域化を検討しており、市外を水源とした連絡管の整備も想定されている。

このような状況を踏まえ、将来を見据え効率的な水運用を再構築するとともに、耐震化及び老朽化した施設の更新を、施設の統廃合やダウンサイジング等の方法により、将来需要に見合った適正な規模で経済的に実施することを目的とした、水道施設の再整備計画を作成するもの

なお、本計画は中長期的な視野に立ち50年後を見据えたものであるが、具体的な事業計画については10年間とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令及び条例等を遵守しなければならない。

5 中立性の堅持

受注者は常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

6 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

7 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

8 提出図書

受注者は、業務の着手及び完了に当たって契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出し、承認を受けるものとする。

- ・着手届
- ・工程表
- ・管理・照査技術員届
- ・完了届
- ・請求書
- ・納品書
- ・その他必要な書類

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度書面をもって承認を受ける

ものとする。

9 管理技術者及び照査技術者

(1) 管理技術者として次の技術者を配置

- ・技術士（上下水道部門／上水道及び工業用水道）資格を有するもの

(2) 照査技術者として次の技術者を配置

- ・技術士（総合技術監理部門／上下水道－上水道及び工業用水道）資格を有するもの

(3) 管理技術者と照査技術者は兼務不可

10 業務計画書

(1) 受注者は、業務の着手前に作業に必要な業務計画書を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

(2) 業務計画書には、次の事項について記載するものとする。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程

エ 業務組織計画

オ 打合せ計画

カ 成果品の品質を確保するための計画

キ 成果品の内容、部数

ク 使用する主な図書及び基準

ケ その他発注者が定める事項

11 工程管理

(1) 受注者は、業務計画書の業務工程に基づき作業を進めるものとする。

(2) 受注者は、工程に変更が生じた場合は速やかに変更工程表を提出し、監督員と協議しなければならない。

12 資料の貸与

(1) 業務に必要な関係資料等は受注者に貸与するものとする。

(2) 受注者は、貸与された関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。

13 成果品

(1) 受注者は、業務完了時に成果品を業務完了届とともに提出しなければならない。

(2) 受注者は、発注者の指示があった場合は履行期間途中においても、成果品の部分引渡しを行うものとする。

(3) 成果品は全て発注者に帰属し、受注者は発注者に無断でこれを使用、貸与、公表してはならない。

14 検査

- (1) 受注者は、業務完了時に発注者が定める検査職員の検査を受けなければならない。
- (2) 検査において、明らかに受注者の責めに伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

15 関係諸機関との協議

受注者は、関係諸機関等と協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意を持って行い、協議内容については打合せ記録簿を作成し、遅延なく発注者に報告するものとする。

16 参考文献の明記

受注者は、業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記すること。

17 証明書の交付

業務に必要な証明書や申請書の交付は、受注者の申請による。

18 疑義の解決

本仕様書及びその他業務の内容に疑義が生じた場合、すみやかに監督員と協議し、業務の円滑なる進行を図るものとする。

19 業務の再委託について

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

20 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- (3) 長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体系図（「長野市公契約等基本条例の手引き」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

第2章 業務内容

1 対象区域 旧上水道地区（別紙水道区分図参照）

2 水需要予測

算定期間は、令和7年（2025）から令和56年（2074）の50年間とする。

将来人口は、最新の「国立社会保障人口問題研究所」による推計値を参考にコーホート要因法で推計する。

水需要予測は、直近10年間の推移を踏まえ、「水道施設設計指針2012」（日本水道協会）を参考に、将来需要を推計する。

開発計画がある場合は、別途計画水量を考慮する。

3 現況把握

受注者は、貸与された資料に基づき、水道施設全般の把握をするとともに、業務指標等による最新の実績値を整理し、水源における量的・水質的な問題点、施設の耐震性や老朽度、維持管理面での課題等を整理する。

必要に応じて、現地調査やヒアリングを行い、施設再整備に当たり解決すべき課題を整理する。

4 水運用の再構築及び再整備計画

(1) 基本方針

現況把握と課題を踏まえ、水運用の再構築及び再整備計画における基本的な考え方を整理する。

- ・将来を見据え効率的な、地区全体で捉えた総合的な水運用（基幹施設、基幹管路、水系）の再構築を目指す。
- ・水運用を踏まえ、統廃合を実施する基幹施設の検討及び水系別給水区域の検討を行うとともに、適正規模での施設配置、耐震化、更新（又は廃止）時期及び優先度を検討する。
- ・SDGsの達成や環境負荷の低減を考慮する。

(2) 最適な計画のケース設定

基幹施設（犀川浄水場、夏目ヶ原浄水場、川合新田水源、往生地浄水場、蚊里田配水池、上野配水池、その他重要な施設）における再整備計画案を複数立案する。ケース設定を行う際は、上田長野地域水道事業広域化の検討状況も考慮する。

(3) 基幹施設の更新案の比較検討

設定したケースについて、整備内容、事業費、維持管理費、メリット及びデメリットを整理した上で、投資効果の高い更新案を採用する。

なお、採用する場合は、管網解析により水理的な検証を行うとともに、基幹管路における整備についても比較検討する。

更新費用は、「長野市水道事業アセットマネジメント」を参考とする。

(4) 基幹管路の更新計画

採用された基幹施設の更新案と整合を図り、重要度、優先度、適正規模、時期及び手

順を考慮した基幹管路の更新計画を作成するとともに、管網解析により基幹管路のダウンサイジングを検討する。

5 最適管網計算

(1) 管網解析の作成

管網図は、既存の管路網に合わせて作成し、管口径は50mm以上を基本とする。ただし、監督員の指示があった場合は50mm未満も加えるものとする。節点は、管路分岐箇所等の通常の節点のほか、以下の箇所についても設けるものとする。

- ・ブロック流入点
- ・ブロック内の最高標高地点及び最低標高地点
- ・大口使用者（1,000 ㎥/月以上）の給水地点
- ・消火栓地点
- ・その他監督員の指示による。

なお、現状管網解析で作成した管網図に、布設されていない道路や計画のある新設道路へ新たに埋設することにより、より効果的、効率的な管路網となる場合は、監督員と協議し追加するものとする。

(2) 最適管網解析

現況と将来の水理計算を行う。計画ブロック流入点からの1点流入とし以下の事項について解析を行うものとする。

- ① 通常時：非常時を考慮しない理想的な管網及び管口径とする。
- ② 非常時：消火栓の同時放水箇所は2栓とし、ブロック内の全箇所において消火活動に支障とならないように全体の管網、及び管口径を設定する。
- ③ 最適管網：① 通常時と② 非常時を総合した最適な管網及び管口径

※芋井、浅川の一部、小田切、七二会、信更を除く。

6 概算事業費の算出

アセットマネジメントの成果を利用（現在価値換算）し、概算事業費を算出する（50年）。

7 報告書のとりまとめ

検討内容を取りまとめて、報告書を作成する。その際、各々の解析や解説について図面や比較表を作成するなど分かりやすい表現とすること。

第3章 提出書類

提出成果品は以下のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| ア 報告書（黒表紙） | 3部 |
| イ A4 概要版 | 3部 |
| ウ 打合せ協議録及びその他参考資料 | 1式 |
| エ 上の電子データ（CD又はDVD等） | 3枚 |

個人情報取扱特記事項

(個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止)

第1 受注者は、本業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第2 受注者は、本業務に関して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の禁止)

第3 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の取扱いを伴う業務は自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(委託目的以外の個人情報の使用の禁止)

第4 受注者は、本業務を行うため、個人情報を取扱う場合には、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第5 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、本業務を行うために発注者から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。

(事故発生時における報告義務)

第6 受注者は、本業務を行うために取扱う個人情報の改ざん・滅失・損傷・漏えい等があった場合には、発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

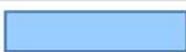
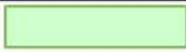
(個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務)

第7 受注者は、本業務を行うため、取扱う個人情報が不要でなくなった場合には、発注者の指示により、速やかに個人情報が掲載された資料等を返還しなければならない。

水道事業区分図 (略図)



凡例

	旧上水道地区
	旧簡易水道地区
	県営水道地区
	行政区域界